親子通園支援事業「親子誰でも通園」の実施概要

１　目　的

　子育て環境日本一の推進を図るため、最も身近な子育て支援拠点である保育所等において、子どもだけでなく親の通園を受け入れ、「子育ち」、「親育ち」を支援

２　実施主体

　府内に所在する私立の保育所（保育所型認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園

３　事業内容

保育所等において、０歳６か月から満３歳未満の子どもと在宅育児中の保護者を受け入れ、保育の様子から乳幼児との関わり方を学ぶ機会や親子通園中の親同士の仲間づくりの機会の提供など「親育ち」を支援

４　補助基準額等

**（１）基本単価**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設  回数  (年間) | 11回以下 | 12回以上  23回以下 | 24回以上  47回以下 | 48回以上  95回以下 | 96回以上  143回以下 | 144回以上  169回以下 | 170回以上 |
| （月） | １回以下 | 月1回～ | 月2回～ | 月4回～ | 月8回～ | 月12回～ | ― |
| **補助**  **基準額** | **２万円** | **５万円** | **10万円** | **20万円** | **40万円** | **60万円** | **70万円** |

**（２）各種加算**

**①　親子誰でも通園拡大実施加算（＋５万円／年）**

　　　こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施日以外において、原則、各月１回以上、休日（土日祝）等に親育ち支援を実施いただく場合に加算。ただし、機会（場）の提供だけでなく、職員が子育て相談に対応いただくなど、保護者と関わる取組を行うことが必要となります。

**②　職員配置加算（＋２５万円／年）**

　　　親育ち支援の専任職員を配置いただき、かつ年間170回以上親育ち支援を実施いただく場合に加算。

**（３）補助対象経費**

　　　①賃金、報酬、②備品購入費、③消耗品費、④印刷製本費、⑤通信運搬費

５　留意事項

**（1）担当職員の配置**

〇親育ち支援の担当職員（専任でなくても可）１名以上の配置をお願いします。また、当該職員は副主任保育士等の保護者支援・子育て支援の経験が豊かな職員でお願いします。なお、概ね保護者６人に対して職員１名程度の配置をお願いします。

**（2）実施時間**

〇原則１日１時間以上実施をお願いします。

ただし、実施が１時間に満たない場合であっても、例えば30分程度の親子通園を２日に分けて実施いただくなど、累計で１時間以上となった場合は１回分としてカウントしても差し支えありません。

なお、現に申し込みがあり、実施に係る人員確保等の準備を行っていただいていた場合に限り、キャンセルが生じた場合においても１回分としてカウントしても差し支えありません。

〇１日に午前、午後それぞれ親子通園を実施していただいた場合、２回分としてカウントしていただいて差し支えありません。

**（3）事業内容**

〇実施に当たっては、保護者が保育の様子から乳幼児との関わり方や子育てに係るスキル（離乳食作りやトイレトレーニング等）を学べるよう工夫を行い、在宅育児中の悩みや疑問について、相談しやすい環境づくりに努めていただきますようお願いします。

〇可能でしたら、保護者同士の交流など、仲間づくりの支援の取組もお願いします。

６　その他

①市町村と連携し、支援が必要な家庭が、優先的に事業を利用できるように努めていただくとともに、配慮が必要な家庭については市町村へ報告いただき、ご協力くださいますようお願いします。

②事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行っていただき、京都府が定期的に実施予定の本事業に係るアンケート調査等へ積極的に協力いただきますようお願いします。

③利用料の徴収は園の判断により可能とします。徴収する場合は、現行の一時預かり事業の平均負担額（１時間300円～400円程度）を目安に設定をお願いします。ただし、離乳食講座などにおける材料費等の実費徴収を妨げるものではありません。